

## ○大船渡市水道事業の設置等に関する条例

昭和41年12月22日条例第26号

## 改正

昭和43年8月1日条例第21号  
 昭和46年1月14日条例第3号  
 昭和50年7月9日条例第21号  
 昭和50年12月8日条例第30号  
 昭和55年2月20日条例第1号  
 昭和61年9月20日条例第18号  
 平成元年6月21日条例第18号  
 平成14年2月27日条例第11号  
 令和2年3月19日条例第19号  
 令和2年12月18日条例第40号

## 大船渡市水道事業の設置等に関する条例

(水道事業の設置)

**第1条** 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。

(経営の基本)

**第2条** 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、別表第1のとおりとする。

3 給水人口及び1日最大給水量は、別表第2のとおりとする。

(管理者)

**第3条** 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第8条の2の規定に基づき水道事業に管理者を置かないものとする。

(組織)

**第4条** 法第14条の規定に基づき、水道事業の事務を処理させるため、上下水道部及び水道事業所を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

**第5条** 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつてはその適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

**第6条** 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

**第7条** 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄付又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの、及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

**第8条** 市長は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作製しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作製する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作製する書類にお

いては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
  - (2) 経理の状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作製することができなかつた場合においては、できるだけ速やかにこれを作製しなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例中、第1条から第3条まで、第5条から第7条まで及び附則第2項の規定は、昭和42年1月1日から、第4条、第8条、第9条及び附則第3項並びに第4項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 昭和42年1月1日から同年3月31日までの間に行われる資産の取得及び処分に対する第5条の規定の適用については、同条中「法第33条第2項の規定により予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和41年法律第120号）附則第2条第3項の規定により適用される法第33条第2項の規定により議会の議決を経」とする。
- 3 次に掲げる条例は廃止する。
  - (1) 地方公営企業法の適用に関する条例（昭和38年大船渡市条例第7号）
  - (2) 大船渡市水道事業に係る出納その他の会計事務の一部を収入役に委任する条例（昭和38年大船渡市条例第9号）
  - (3) 大船渡市水道事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例（昭和38年大船渡市条例第8号）
  - (4) 大船渡市水道事業の契約の方法の特例に関する条例（昭和39年大船渡市条例第48号）  
（大船渡市課設置条例の一部改正）
- 4 大船渡市課設置条例（昭和28年大船渡市条例第27号）の一部を、次のように改正する。  
第2条中「水道課」を削る。

附 則（昭和43年8月1日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年1月14日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月9日条例第21号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和50年12月8日条例第30号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和55年2月20日条例第1号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 簡易水道事業特別会計条例（昭和50年大船渡市条例第22号）は、廃止する。ただし、昭和54年度分の当該特別会計に係る未収入及び未支出の整理については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年9月20日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年6月21日条例第18号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成14年2月27日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第19号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月18日条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区分	町	区域
上水道 事業	盛町	全域
	大船渡町	全域
	末崎町	全域
	赤崎町	全域 (ただし、字合足は除く。)
	猪川町	全域 (ただし、字大野及び字西山は除く。)
	立根町	全域
	日頃市町	全域 (ただし、字上甲子、字鬼丸及び字大森を除く。)

別表第2 (第2条関係)

区分	給水人口	1日最大給水量
上水道事業	36,000人	19,350m <sup>3</sup>